



福県医発第1571号（保）

平成14年11月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



おむつに係る費用の医療費控除の手続き簡素化に伴う
主治医意見書の取り扱いについて

標記の件につきましては、平成14年7月19日付福県医発第753号（保）にてご連絡いたしておりましたが、今般、本件に伴う主治医意見書の使用について、福岡県介護保険広域連合より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

14 福介連認第 121 号

平成 14 年 11 月 22 日

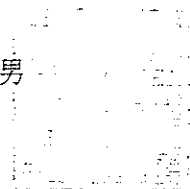
福岡県医師会

会長 関原 敬次郎 様

福岡県介護保険広域連合

広域連合長 山 本 文 男

(事業課 認定係)



おむつに係る費用の医療費控除の手続き簡素化に伴う
主治医意見書の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについては、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態にあること、及び治療上おむつ使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要とされてきました。（「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（昭和 62 年 12 月 18 日付け健政発第 659 号・健医発第 1376 号・社老第 128 号・保文発第 851 号国税庁長官宛て厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長連名照会）及び同（昭和 62 年 12 月 24 日付け直所 3-11 国税庁次長回答））

今般、おむつ代について医療費控除を受けるのが 2 年目以降である者については、取扱いが変更され、医師が発行した「おむつ使用証明書」がなくとも、主治医意見書の内容を確認した書類、または主治医意見書の写しにより、おむつ代が医療費控除の対象として認められることになりました。（「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成 14 年 6 月 18 日付け医政発第 0618007 号・障発第 0618007 号・老発第 0618001 号・保発第 0618001 号国税庁課税部長宛て厚生労働省医政局長・社会・援護局障害保健福祉部長・老健局長・保険局長連名照会）及び同（平成 14 年 6 月 25 日付け課個 2-13 国税庁課税部長回答））

これに伴う、主治医意見書の使用につき、何卒ご了承とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、主治医意見書記載に際しては、「4. 介護に関する意見」の記載のうち「（1）現在、発生可能性が高い病態とその対処方針」における「尿失禁」について、記載時点で現に尿失禁が発生している場合についても、レ印等を記載するものであることを御了解いただくとともに、関係団体、医師等への周知方お願い申し上げます。

今後とも、介護保険行政の円滑な推進に向けよろしくお願い申し上げます。



おむつに係る費用の医療費控除の取扱い手続き簡素化に伴う、
主治医意見書の取扱いについて

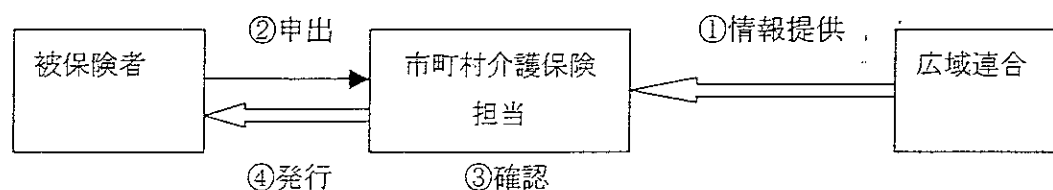
I. 具体的な手続きについて

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である者については、確定申告の際に、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代えて、「主治医意見書の内容を確認した書類」または「主治医意見書の写し」の提示または添付により、医療費控除の対象として認められることになった。（全国介護保険担当課長会議資料平成14年9月4日（水）18頁以降参照）

そこで、「主治医意見書の内容を確認した書類」による場合、「主治医意見書の写し」による場合について、以下の手続きによる。

II. 「主治医意見書の内容を確認した書類」による場合

○流れ（参考）



①情報提供

広域連合より構成市町村に対して、「確定申告に使用するため、主治医意見書のうち、おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項」について情報を提供。

→平成14年11月22日付け福介連認第120号「おむつに係る費用の医療費控除の取扱い手続き簡素化に伴う主治医意見書の情報提供について」により、情報を提供。
具体的には、認定審査会運営管理システム（MCWEL）「共通管理」→「受給者台帳」→「申請履歴（要介護等）」→「業務」→「意見書照会」により、「記入日」「（心身の状態に関する意見）寝たきり度」「（介護に関する意見）尿失禁」の情報を提供。

②申出

被保険者より「確定申告に使用するので、主治医意見書のうち、おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項の確認（別紙1）」の申出。

③確認

構成市町村は、「認定審査会運営管理システム（MCWEL）」により主治医意見書の内容を確認。

→MCWEL「共通管理」→「受給者台帳」→「申請履歴（要介護等）」→「業務」→「意見書照会」により、「記入日」「（心身の状態に関する意見）寝きり度」「（介護に関する意見）尿失禁」を確認。

④発行

構成市町村は、2年目以降であり、おむつ代の医療費控除の証明に利用できるものである場合に、「主治医意見書の内容を確認した書類（別紙1）」を発行。

＊おむつ代の医療費控除の証明に利用できるのは、以下の3点をみたす場合

- （1）おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であること。
- （2）障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）が、「B1、B2、C1、C2」のいずれかに該当すること。
- （3）尿失禁の発生可能性が「あり」であること。

＊（1）については、申請者に「おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であるか」を口頭で確認。

おむつ使用1年目に作成された主治医意見書の内容を「認定審査会運営管理システム（MCWEL）」で確認し、（2）（3）を満たすのであれば、おむつ使用2年目以降であろうとの推測も可能。

Ⅲ．「主治医意見書の写し」による場合

被保険者より、「主治医意見書の写し」の請求があった場合、支部は、個人情報開示の手続き（福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例第33条第2項、福岡県介護保険広域連合の要介護認定に係る個人情報の開示に関する規則）に従い、「主治医意見書の写し」を発行。

(別紙 1)

平成 年 月 日

〇〇市（町村）長 様

確定申告に使用するので、主治医意見書のうち、平成 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明（2年目以降）に必要な事項について、確認願います。

住所
氏名
被保険者番号

平成 年 月 日

住所
氏名 様

〇〇市（町村）長 印

貴方からの申出に基づき、平成 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、貴方の主治医意見書を確認したところ、以下のとおりです。

1. 主治医意見書の作成日

平成 年 月 日

2. 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度） (該当するものに○)

B 1 B 2 C 1 C 2

3. 尿失禁の発生可能性

あり